

社会福祉法人鳥取県共同募金会 琴浦町共同募金委員会助成事業実施要領

1 目的

この事業は、共同募金の財源をもとに、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進することを目的に活動する団体やグループが、実施する事業に対しての助成の基準について定めるものとする。

2 実施主体

琴浦町共同募金委員会

3 助成対象団体

琴浦町内のみで活動する非営利の団体等への福祉活動助成とする。

- (1) ボランティアグループ・福祉団体・NPO 団体等
- (2) 集落、地縁団体等
- (3) 保育園、幼稚園、小中学校、高等学校等
- (4) 社会福祉法人等、共同募金審査委員会が必要と認めた団体

4 助成対象事業

助成金の交付対象とする事業は次のものとする。

- (1) 琴浦町の住民が参加し、共に助け合い、地域や社会を良くしていこうとする活動や事業とする。

- (2) 児童遊具の設置事業（集落対象）

なお、次の事業は交付対象としない。

- (1) 政治・宗教・組合等の運動の手段として行う事業や営利のために行なう事業
- (2) 団体等の運営に要する人件費等の経費や福祉を目的としない事業
- (3) 助成金以外の収入が期待でき、これによって当該活動が実施できるもの
- (4) 国又は地方公共団体が設置又は経営し、その責任に属するものとみなされるもの
- (5) 借入金の返済及び負債整理の補償となるもの
- (6) 介護保険事業として行われるもの
- (7) その他、不適合と共同募金審査委員会が認める事業

5 助成の種類

この事業の対象は次のとおりとする。

- (1) 広域にわたって活動する事業（町内全般にわたる活動事業）
- (2) 小地域にわたって活動する事業（集落単位内の活動事業）
- (3) 保育園、幼稚園、学校等の福祉教育活動事業

- (4) 児童遊具の設置事業（集落対象）
- (5) 全町民を対象とした大規模な活動事業
- (6) 社会福祉法に規定する第2種社会福祉事業を行う民間社会福祉施設が、施設機能の充実強化や利用者の処遇の向上を図るために行う、施設、設備、備品等の整備事業及び施設が取り組む地域福祉推進のための事業に対する助成
- (7) NPOが行う、地域福祉及び在宅福祉の推進のための先駆的・開拓的な非営利活動事業に対する助成
- (8) 歳末たすけあい義援金助成事業
 - 個人助成
 - ・生活困窮世帯・在宅介護者へ歳末義援金
 - ・一人暮らし高齢者等へ配食サービス
 - 地域助成
 - 小地域交流事業

6 助成対象条件

- (1) ユニークで発展性・継続性のある事業を優先する。
- (2) 新たに開拓する事業を優先する。
- (3) 事業を実施する場合「琴浦町共同募金委員会（共同募金助成金）の助成を受けて、この事業を実施しています」とパンフレット・児童遊具等に表記する。
- (4) 助成を受けた団体は、募金活動にも積極的に協力をしなければならない。

7 助成金の使用年度

助成金は原則として募金した翌年度の助成者の経費に充当することとする。
ただし、歳末たすけあい義援金の助成並びに災害等の緊急の場合は、募金した年度とする。

8 助成事業の変更

助成金は、指定された用途以外に使用してはならない。
ただし、受配申請後やむを得ない事情により事業の内容又は経費を変更する必要性が生じた場合は、すみやかに変更の手続きを行わなければならない。

9 募集期間

8月1日～10月31日

申請書は、本会事務局へ電話またはFAXにてご請求ください。

10 選考方法

申請書類に基づき、効果度や実効性等について審査・選考を行い、採否と助成金の額を決定する。

11 事業の調整

助成は、事前に決定した助成計画によって行なうことを原則とするが、募金実績額に過不足が生じた場合は、助成計画を調整することができる。

12 事業報告

助成を受けた団体は、事業完了後すみやかに事業報告をしなければならない。報告のない場合は、次年度以降受付をしない。

13 助成金の返還

対象事業が執行できなかった場合や実施要領及び事業実施の留意事項について著しく違反した場合は助成金の全額または一部を返還させることができる。

(附 則)

この要領は、平成23年6月1日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。